

令和4年度 県立大和東高等学校不祥事ゼロプログラム

県立大和東高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 校長の方針

- (1) 不祥事ゼロを必然のゴールとして、形式的ではない、継続的、実践的な取り組みを行う。
- (2) 不祥事ゼロを目指し職員全体の意識の涵養に努めるとともに、プログラムの計画的な実践を進める。
- (3) 不祥事ゼロのために、職員間の良いコミュニケーションを構築し、開かれた職場づくりを進める。

2 実施責任者

県立大和東高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は本プログラムの実施に当たり校長・副校長・教頭・事務長を補佐する。

3 課題、目標及び行動計画

不祥事防止会議を中心に、不祥事防止に関する次の各項目について、企画、立案、推進、研修及び点検を行う。また、教職員等からの提案、意見を受付け対応すること、継続的な啓発活動、外部講師による不祥事防止研修、管理職による全職員との個別面談等を実施し、不祥事防止の徹底を図る。

- (1) 法令遵守意識の向上（法令の遵守（高い倫理感の保持及びわいせつ事案をはじめとする不祥事の根絶）、服務規律の徹底）

【目標】職員一人ひとりがわいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識を持って取り組み、決められたルールを遵守し、児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を行っている職員はゼロを目標とする。

【行動計画】

- i) 生徒指導、部活動等について必ず複数人で対応する。
- ii) 管理職は、授業や部活動の様子、教科準備室等の利用状況を日常的に巡視する。
- iii) 具体的事例を示して職場研修を実施し、職員に当事者意識を持たせるとともに、生徒の連絡先の適正な取得・管理方法等について、定期的に点検を行い、全教職員で遵守徹底する。
- iv) 校長による個人面談を実施し、生徒とのSNSの利用状況等について実態把握を実施する。

- (2) 職場のハラスメント（パワーハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

【目標】人権感覚と規範意識、協働意識の向上を図る。

【行動計画】

- i) 相手の立場を考えない言動や自分の価値観を一方向的に押し付けてしまうなど、相手を傷つける行為をしない、させないよう、職場における適切なコミュニケーションについて、日ごろから職員間で確認し合う。
- ii) 管理職による面談を実施し、職場のハラスメント防止を徹底する。

- (3) 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

【目標】わいせつ・セクハラ行為が生徒の人権を踏みにじる行為であり、決して許されないことを全ての職員が十分に理解し、人権に配慮した行動の徹底を図る。

【行動計画】

- i) 性被害から自分の身を守ることの重要性や教職員等から不適切な行為を受けた際に相談を受ける体制を周知する。
- ii) 生徒とのSNS等利用の禁止を徹底する。
- iii) 生徒の連絡先の適正な取得・管理方法を徹底する。
- iv) 教科準備室等の適切な利用

- (4) 体罰、不適切な指導の防止

【目標】生徒の人権に対する配慮を怠ることなく日頃から適切な生徒指導に努め、体罰や不適切な指導を未然に防ぐ。

【行動計画】

- i) 教員が常に学び合い、指導力を高めることで、体罰を認めない風土をつくり、体罰によらない指導を充実させる。
- ii) 日ごろから生徒の状態把握や保護者とのコミュニケーション等に努め、気になる生徒の情報を職員間で共有することで、組織的な粘り強い指導を行うことを徹底する。
- iii) 特に言葉による体罰を未然に防止するため、日常的な態度や言葉に留意する意識付けを推進し、人権感覚を高める。

(5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

【目標】マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底を図るとともに、管理職をはじめ全ての職員が職員同士の相互チェックに取り組むことで、事故防止に努める。

【行動計画】

- i) 入学者選抜業務における作業手順を徹底し、複数チェックを確実にし、入力ミス防止を図る。
- ii) 調査書・推薦書の作成及び取扱いについては、組織的な点検で、事故を防止する。

(6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

【目標】個人情報の漏えい等のリスクは、常に身近にあることを意識して、ルールに従い適切に管理し、紛失、漏えい防止に取り組む。

【行動計画】

- i) 教務手帳の適切な管理及び定期考査処理期間のシュレッダー使用禁止等の取組みを通じて、個人情報管理の徹底を図る。
- ii) 答案用紙・成績表・調査書などの重要な個人情報の受け渡し体制と管理体制を確認し、個人情報の管理の徹底を図る。
- iii) classroomなどツールで対策重要度Ⅲ以上の情報を扱わないなど、利用のルールを徹底する。

(7) 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

【目標】職員は情報共有に努め、業務協力体制と相互チェック体制を構築し、円滑な業務執行体制を整える。

【行動計画】

- i) 業務の遂行にあたっては、グループリーダーや学年リーダーを中心に報告・連絡・相談が円滑に進む業務体制を構築する。
- ii) 業務が特定の個人に偏らないよう、グループリーダーや学年リーダーの調整により、チームで業務を遂行する協力体制を敷く。

(8) 財務事務等の適正執行

【目標】県費、私費の迅速で適正な執行と、事故の未然防止に努める。

【行動計画】

- i) 年度当初に、私費会計のルールについて担当職員対象の研修会を行い、年間を通じて適切な会計の執行が行われるようにする。
- ii) 会計担当、管理職及び出納責任者（事務長）のチェックを徹底するとともに、ミス の情報を共有することで以後のミスが出ないように努める。

4 検証

(1) 中間検証

令和4年10月頃を目標に中間検証を実施し、達成度が低い場合には対応策を検討し、執行体制の見直しを図る。

(2) 最終検証

3に規定する行動計画について、令和5年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果を基に令和5年度における県立大和東高等学校不祥

事ゼロプログラムを策定する。

5 ホームページへの掲載

4（2）の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめるうえ、教育局行政課の通知に従い、本校ホームページに掲載する。

6 不祥事ゼロプログラムの年間計画

| 月 | 取組の主なテーマ | 形式 |
|-----|------------------------------------|----------------|
| 4月 | 児童・生徒の個人情報の取扱い | 事故防止会議 |
| 5月 | わいせつ・セクハラ行為の防止 | 事故防止会議 |
| 6月 | 定期試験・成績処理の事故防止 | 事故防止会議 |
| 7月 | 体罰、不適切な指導の防止 | 事故防止会議 |
| 8月 | 服務規律の遵守 | 事故防止会議 |
| 9月 | 個人情報の適切な取扱い・情報セキュリティ | 事故防止会議 |
| 10月 | 適切な私費会計の取扱い | 私費会計研修会 |
| 11月 | 飲酒運転の根絶 | 事故防止会議 |
| 12月 | 入学者選抜の事故防止 | 入選委員会・事故防止会議 |
| 1月 | 職場のハラスメントの防止 | 事故防止会議 |
| 2月 | コンプライアンス意識の醸成 | 事故防止会議 |
| 3月 | 風通しの良い職場づくり（適切な業務執行体制の整備） ○総合検証 | 事故防止会議 総合検証 |